セーフティネット保証2号の認定を受けられる方

(取引先企業のリストラ等の事業活動の制限)

【セーフティネット保証2号】

生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者(以下「指定事業者」 という。)と直接・間接的に取引を行っていること等により、売上等が減少している中小企業者を支援するため の措置です。

【認定の条件】

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所)が葛飾区にある中小企業者で次の(イ)~(ハ)のいずれかに該当する方。

(イ) 様式 2-(1)-イ

- a) 指定事業者と直接取引を行っており、総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が 20%以上であること。
- b) 当該事業活動の制限を受けた後の原則最近1か月間の売上高等(注1)が前年同月と比べて10% 以上(注2)減少していること。
- c) (イ) b)の後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べて10%以上(注2)減少することが見込まれること。

(ロ) 様式 2-1-□

- a) 指定事業者と間接的な取引を行っており、総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であること。
- b) 当該事業活動の制限を受けた後の原則最近1か月間の売上高等(注1)が前年同月と比べて10%以上(注2)減少していること。
- c) (ロ) b)の後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べて10%以上(注2)減少することが見込まれること。

(ハ) 様式 2-1-ハ

- a) 経済産業大臣が指定する事業活動に著しい支障が生じる地域に事業所を有し、1年以上事業を継続して行っていること。
- b) 当該事業活動の制限を受けた後の原則最近1か月間の売上高等(注1)が前年同月と比べて10%以上(注2)減少していること。
- c) (ハ) b)の後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比べて10%以上(注2)減少することが見込まれること。

(二) 様式 2-②

a) 指定事業者が金融機関である場合は、総借入残高のうち、当該金融機関からの借入残高の占める 割合が10%以上あり、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来してお り、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金返済を含めた資金調達が必要になっ ていること。

- (注1)売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあっては、完成工事高または受注残高)をいう。
- (注2)本則の、減少率はマイナス20%以上ですが、当面の間は制度利用拡充を鑑み10%に緩和中です。

【様式例一覧】

事業活動の制限を行っている事業者と直接的に取引を 行っている場合	様式2-①-イ
事業活動の制限を行っている事業者と関節的に取引を 行っている場合	様式2-①-ロ
事業活動に著しい支障が生じる地域に事業所を有する 場合	様式2-①-ハ
指定事業者が金融機関である場合	様式2-②

【必要書類】

- ① 認定書 1部(区HPからダウンロード、または経営支援係窓口にあります。)
- ② 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ③ 決算書類一式 または 確定申告書 2期分
- ④ 商取引を証明するもの(売掛帳や納品書等)
- ⑤ 取引依存度算出及び売上減少がわかるもの(売上帳等)
- ⑥ 郵送用チェックシートと返信用レターパック(郵送で申請する場合に必要)

【申請方法】

認定を受けるには、**郵送**または直接持参(**要予約**)により受付けます。

- <郵送> 郵送により申請した場合の認定書返送先は、認定事業所あてです。
 - ・送付先 〒1250062 葛飾区青戸―2-1 テクノプラザかつしか内 葛飾区 産業観光部 産業振興課 経営支援係
- **<直接持参> 事前に必ず予約**の上、お越しください。中小企業診断士が面談し要件を確認します。

予約電話:03-3838-5556 午前8時30分から午後5時まで

- ・面 談 場 所 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザ1階 産業振興課 窓口
- ・面談(開始)時間 午前10時から午後4時まで

【お問い合わせ先】

葛飾区 産業観光部 産業経済課 経営支援係

電話:03-3838-5556

~ 平日の午前8時30分~午後5時まで ~

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書

												令和	年	月	日
葛	飾	区	長	あて	•			(申	請 :	者)					
								住	月	f					
								名	杉	<u></u>					
								代表	者氏	名					
			(指定事	業者名)										
私	ムは、 <u></u>					が、令和	年	月	日カ	۱ <u>۵</u>			(注1)を	行っている	528
によ	:り、T	言記の	とおり	同事	業者と	の直接取引に	ついて計	上高等	(注2)	の減少が	生じて	いるため	、経営の	安定に支	障が
生じ	ており	ります	ので、	中小:	企業信	言用保険法第2	条第5項	第2号·	イの規	定に基づ	づき認定	Eされる。	ようお願い	します。	
								記							
1. }	事業閉		三月日	f名)							_	年	月	日	
2						に対する取引	太存度						ģ	6(A/B×	100 <u>)</u>
											(指足	定事業者名)		
Α	: 令	和	年	月		日から令和	年	月	E	までの_			(こ対	する取引	額等
														円	
В	: ᠘	上記期	間中の	の全取	羽額	等								円	
	売上高		IBI A :	ᆂᄔᅔ	- <i>tele</i> -	5	0			\ 	: 415 - 252			0// 5	コ 4 主 \
(1)	取近	ימו	間の	元上后	寺	<u>р —</u> D	<u>C</u> x 1	100		<u> </u>	少率			%(実	<u>(頼)</u>
С	:事	業活	動の制	川限を	受け <i>†</i>	-後最近1か月	間の売」	_高等(令和	年	月)			円	
D	: 0	の期	間に対	対応す	る前年	₹1か月間の売	上高等	(令和	年	月))		Р	<u>]</u>
(口)	(イ)	の期間	間も含	めた今	後3点	・月間の売上 隔	高等			<u>減少</u>	率		%(実	績見込み)
						(D+F)-(D+F	(C+E)	X 10	0						
Ε	: C	の期間	引後2 <i>t</i>	い月間	の見	込み売上高等		(令和		月~4	令和	年 月])		円
F	: E0	の期間	引に対	応する	前年	の2か月間の引	上高等	(令和	年	月~台	う 和	年 月])		円
認	定	第			号										
ŕ	計和	左	Ę	月	B										
Ħ	請の	とおり	り、相違	皇ない	ことを	認定します。				葛飾区	長 市	青 木	克 德		
(注),	信用化	呆証協	会への	の申込	」期間 : 令和	年	月		日から令	·和	年	月	日まで	

(注1)経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(注2)売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高)をいう。

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 ②認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号ロの規定による認定申請書

		令和	年	月 日
葛 飾 区 長 あて (申 請 者	†)			
<u> </u>				
	I			
(指定事業者名)				
私は、が、令和 年 月 日から	ò		(注1)を行	テっていること
により、下記のとおり同事業者との間接的な取引の連鎖関係について				
の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5	5項第2号ロの規	見定に基	づき認定で	されるようお願
いします。				
記		-	_	_
1. 事業開始年月日		——牛_	月	<u> </u>
(指定事業者名) に対する取引依存度			04	5 (A/B×100)
2(こ対り る取り版件及	(指定事	 葉者名)	90	(A/ B × 100)
A:令和 年 月 日から令和 年 月 日ま	での		に関連す	する取引額等
				円
B : 上記期間中の全取引額等	_			円
3. 売上高等				
(イ)最近1か月間の売上高等 D - C	減少率			%(実績)
D X 100				_
C : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等(令和	年 月)			<u>円</u>
D : Cの期間に対応する前年1か月の売上高等 (令和	年 月)			<u>円</u>
(ロ)(イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等	減少率		%(実績見込み)
$\frac{(D+F)-(C+E)}{D+F} \times 100$				
	月~令和	年	月)	円
F : Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等(令和 年	月~令和	年	月)	円
認定第号				
令和 年 月 日				
申請のとおり、相違ないことを認定します。	葛飾区長 青	青 木	克 德	
(注) 信用保証協会への申込期間: 年 月	日から	年	月	日まで

- (注1)経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。
- (注2)売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高)をいう。

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

様式第2-①-ハ

中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定による認定申請書

				令和	年	月	日
葛 飾 区 長 あて							
	(申	請者)				
	住	所					
	名	称					
	代	表者氏名					
(指定事業者名)							
私は、が、令和 年							
ることにより、下記のとおり売上高等(注2)の減少が生					ておりま	すので、中	1 /∫/
企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定に基づ		れるよっ	お願いします。				
. + # 8 / 6 8	記				_	_	_
1. 事業開始年月日					年	月	<u> </u>
2. 売上高等			<u>減少率</u>			%(実	(績)
(イ)最近1か月間の売上高等 B - A							
В >	X 100						
A : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の	売上高等	等(令和	年	月)			<u>円</u>
B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上語	高等	(令和	年	月)			円
(ロ)(イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等			減少率		04	(実績見)	スセン
(I) (I) (M) (M) (II) (II) (II) (II) (II)	(A +	- C)				<u> 大恨无足</u>	<u> 207)</u>
				/-			_
C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等(注3							
D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上	高等(全	3和 年	月~令和	1 年	月)		<u>円</u>
認定第号							
令和 年 月 日							
申請のとおり相違ないことを認定します。		겉	葛飾区長 青	. + ≠	.		
中間のとわり怕達ないことを認定します。		1	与即位女 F		」 1志		
(注) 信田保証协会への由さ期間、会和	年	В	日から令和	左	В	o ±-	<i>T</i> s
(注) 信用保証協会への申込期間 :令和	年	月	ロかり予州	年	月	日まっ	Ľ
(注1)経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に	こ応じ、「厄	5舗の閉鎖	〕等を入れる。				

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

(注2)売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあっては、完成工事高文は受注残高)をいう。

②認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定による認定申請書

									令和	年	月	日
葛	飾	区	長も	あて								
							(申]	請 者)				
							住	所				
							名	称				
							代表					
			事業者名:金									
私	は、			;	が、令和	年	月	日から		(注	È1)を行っ7	たこと
に伴	い、	金融耳	対引の正:	常化を図る	るため、当該	金融機関	関からの借	入金の返済を含	含めた資金調	達が必要	きとなってし	います
ので	、中	小企業	【信用保	険法第2第	≷第5項第2	号イの規	定に基づ	き認定されるよう	お願いします	t.		
							記					
1 3	主業	開始年	- B 🖂							年	月	日
'	<i>-</i> ~	ד עלנתו	-/] H									
					(指	定事業者名	∷金融機関名	i)				
2. 🕏	金融	機関カ	らの総備	昔入金残高	あのうち、			からの借入金	残高の割合			
											<i>(</i> . –	
					/+Es	力击坐 耂夕	:金融機関名	\		<u>%</u>	(A/B×	100)
,	ኣ 숙	≥ ≴ ⊓	年	月				[⁄] からの借入金	·硅宣			
,	` _1	1 J.H			<u> </u>			n,2007旧八亚	. 7.2. PJ			円
E	3 <u>余</u>	介和	年	月	日の金	融機関か	らの総借ん	入金残高				<u></u>
				• •	<u></u> .							円
認	定	第		号								
		年	月	日								
盽	請(のとおり	り相違ない	ハことを認	定します。			葛飾区長	青木。	克 德		
,	/ <u>> </u>		/p =⊤↓カ へ	• • ው ተ ፡፡	世田 人か	-	<i>F</i>		.in ⊱	8	n+	-
((注)	15円	保証協会	への甲込	期間 : 令和	1	年	日から令	印 年	月	日ま	C

(注1)経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「金融取引の調整」等を入れる。

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 ②認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。